

下関市教育委員会
議案第49号

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年10月29日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、
公の施設の管理を行わせる団体(以下「指定管理者」という。)を次のとおり指定
する。

公の施設の名称		下関市芝学習等供用会館
指定 管理 者	所在地	下関市王喜宇津井一丁目4番61号
	名称及び 代表者	芝自治会 会長 八嶋 靖
指定の期間		令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

下関市芝学習等供用会館の指定管理者を指定することについて、令和7年第
4回定例市議会に議案として提出するため。

議案第49号 指定管理者の指定について

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名称 下関市芝学習等供用会館
- ②所在地 下関市王喜宇津井一丁目5番25号
- ③施設内容 社会教育施設

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名称 芝自治会
- ②所在地 下関市王喜宇津井一丁目4番61号

(4) 募集の概要

募集区分 非公募

2 選定までの経緯

- 令和7年 8月18日 申込要項等の通知
- 令和7年 8月25日 申込書の受理
- 令和7年 9月25日 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）から下関市教育委員会が意見書を受理
- 令和7年10月10日 下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、当該団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）の委員（4人）

【学識経験者】朝原嘉彦（下関市社会教育委員会 委員長）

【学識経験者】小田耕一（下関市社会教育委員会 副委員長）

【利用に関する有識者】村上豊実（王喜自治連合会 会長）

【利用に関する有識者】久永春美（王喜婦人会 会長）

5 選定基準の概要

(1) 審査項目 別紙1のとおり

(2) 最低制限基準の設定

各委員の採点の合計点の平均点数が「60点」以上であること。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	合計点	平均点
77	83	96	73	329	82.25

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

特になし

生涯学習関係施設指定管理候補者選定（審査）基準

a：非常に優れている b：優れている c：普通 d：劣る e：非常に劣る

評価項目		配点	a	b	c	d	e
大項目	中項目						
基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること 個別設置条例、施設の状況、指定管理制度に関して必要な理解をしていること。	8	8	6	4	2	0
	市民の平等な利用が確保されていること 事業内容において合理的な理由なく利用者の制限をしたり、或いは、優遇したりするなど、市民の平等な利用を妨げるような事項がないこと。	12	12	9	6	3	0
	施設の効用が最大限発揮されていること 利用促進、利便性向上、経費節減に努めていること。	8	8	6	4	2	0
経営状態の健全性	過度の負債などがないこと。	12	12	9	6	3	0
事業計画	施設管理運営の実施方針（合目的性） 実施方針は、市の示す実施方針、基準を守っているか。	8	8	6	4	2	0
	事業への具体的な取り組み方（機能性、独創性） 利用者の苦情や要望、意見等への対応や処理体制への明示があること。	12	12	9	6	3	0
	施設の運営体制や組織（責任制、実効性） 業務運営に必要な人員を確保していること。	8	8	6	4	2	0
	適正な管理や経理（明瞭性、規律性） 仕様書に示す業務の条件、内容を満たすこと。	12	12	9	6	3	0
	安全管理、緊急時の対応（安全性） 事故や災害時の緊急連絡網、休日夜間の対応等の基準があること。	8	8	6	4	2	0
	環境、障害者等への配慮（社会性） 周辺環境や地域住民等への対応、障害者、子供、高齢者の利用対応について、考え方に基準があること。	4	4	3	2	1	0
	過去の実績等 過去の類似施設や関連業務の実績について明示があること。	4	4	3	2	1	0
経済性	提案価格は仕様内容や水準等を満たすものであるか。	4	4	3	2	1	0
合計点		100					

下関市教育委員会
議案第50号

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年10月29日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、
公の施設の管理を行わせる団体(以下「指定管理者」という。)を次のとおり指定
する。

公の施設の名称		下関市串学習等供用会館
指定 管理 者	所在地	下関市松屋本町二丁目2番29号
	名称及び 代表者	串自治会 会長 松永 幹雄
指定の期間		令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

下関市串学習等供用会館の指定管理者を指定することについて、令和7年第
4回定例市議会に議案として提出するため。

議案第50号 指定管理者の指定について

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名称 下関市串学習等供用会館
- ②所在地 下関市松屋本町一丁目5番18号
- ③施設内容 社会教育施設

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名称 串自治会
- ②所在地 下関市松屋本町二丁目2番29号

(4) 募集の概要

募集区分 非公募

2 選定までの経緯

- 令和7年 8月18日 申込要項等の通知
- 令和7年 9月、8日 申込書の受理
- 令和7年 9月25日 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）から下関市教育委員会が意見書を受理
- 令和7年10月10日 下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、当該団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）の委員（4人）

【学識経験者】朝原嘉彦（下関市社会教育委員会 委員長）

【学識経験者】小田耕一（下関市社会教育委員会 副委員長）

【利用に関する有識者】村上豊実（王喜自治連合会 会長）

【利用に関する有識者】久永春美（王喜婦人会 会長）

5 選定基準の概要

(1) 審査項目 別紙1のとおり

(2) 最低制限基準の設定

各委員の採点の合計点の平均点数が「60点」以上であること。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	合計点	平均点
77	83	93	73	326	81.5

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

特になし

生涯学習関係施設指定管理候補者選定（審査）基準

a：非常に優れている b：優れている c：普通 d：劣る e：非常に劣る

評価項目		配点	a	b	c	d	e
大項目	中項目						
基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること 個別設置条例、施設の状況、指定管理制度に関して必要な理解をしていること。	8	8	6	4	2	0
	市民の平等な利用が確保されていること 事業内容において合理的な理由なく利用者の制限をしたり、或いは、優遇したりするなど、市民の平等な利用を妨げるような事項がないこと。	12	12	9	6	3	0
	施設の効用が最大限発揮されていること 利用促進、利便性向上、経費節減に努めていること。	8	8	6	4	2	0
経営状態の健全性	過度の負債などがないこと。	12	12	9	6	3	0
事業計画	施設管理運営の実施方針（合目的性） 実施方針は、市の示す実施方針、基準を守っているか。	8	8	6	4	2	0
	事業への具体的な取り組み方（機能性、独創性） 利用者の苦情や要望、意見等への対応や処理体制への明示があること。	12	12	9	6	3	0
	施設の運営体制や組織（責任制、実効性） 業務運営に必要な人員を確保していること。	8	8	6	4	2	0
	適正な管理や経理（明瞭性、規律性） 仕様書に示す業務の条件、内容を満たすこと。	12	12	9	6	3	0
	安全管理、緊急時の対応（安全性） 事故や災害時の緊急連絡網、休日夜間の対応等の基準があること。	8	8	6	4	2	0
	環境、障害者等への配慮（社会性） 周辺環境や地域住民等への対応、障害者、子供、高齢者の利用対応について、考え方に基準があること。	4	4	3	2	1	0
	過去の実績等 過去の類似施設や関連業務の実績について明示があること。	4	4	3	2	1	0
経済性	提案価格は仕様内容や水準等を満たすものであるか。	4	4	3	2	1	0
合計点		100					

下関市教育委員会
議案第51号

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年10月29日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体(以下「指定管理者」という。)を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関市立青年の家
指定 管理 者	所在地	下関市細江町一丁目2番10号
	名称及び 代表者	みさかの森自然学校共同事業体 代表者・森川 純二
指定の期間		令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

下関市立青年の家の指定管理者を指定することについて、令和7年第4回定例市議会に議案として提出するため。

議案第51号 指定管理者の指定について

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名称 下関市立青年の家
- ②所在地 下関市椋野町一丁目17番1号
- ③施設内容 青少年教育施設

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名称 みさかの森自然学校共同事業体
- ②所在地 下関市細江町一丁目2番10号
- ③構成企業 太平ビルサービス株式会社下関営業所、株式会社FEEL、
有限会社カヌースクール九州

(4) 募集の概要

- ①募集区分 公募
- ②応募状況 申込書提出団体数1団体

2 選定までの経緯

- 令和7年 8月18日 公募により応募団体を募集
- 令和7年 8月27日 説明会の実施
- 令和7年 9月19日 募集・受付の終了
- 令和7年10月 6日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）から下関市教育委員会が意見書を受理
- 令和7年10月16日 下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）

が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、当該団体を指定管理候補者として選定しました。

- 4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）の委員（5人）
- 【学識経験者】佐藤佑一（公立大学法人下関市立大学 講師）
 - 【学識経験者】朝原嘉彦（下関市社会教育委員会 委員長）
 - 【経営に関する有識者】石光孝英（中国税理士会下関支部長・税理士）
 - 【利用に関する有識者】安藤牧恵（下関市子ども会連合会 副会長）
 - 【管理運営に関する有識者】門田重雄（下関市教育委員会 教育部長）

5 選定基準の概要

(1) 審査項目 別紙1のとおり

(2) 最低制限基準の設定

各委員の採点の合計点の平均点数が「60点」以上であること。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
73.60	86.60	75.80	98.00	85.00	419.00	83.80

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

別紙2のとおり

7 提案の概要

(1) 主な提案の内容 別紙3のとおり

(2) 指定管理料

1年間の指定管理金額 29,019,000円

3年間の合計金額 87,056,000円

下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）の各委員の意見

日時 令和7年10月6日(月) 13時
 場所 下関市教育センター 小研修室1

委員	意見	採点
A	・実績と経験が豊富であり運営は心配ないと思うが、青年の家として研修、講座を事業として具体化して欲しい。	73.6点
B	・中学校の部活動が地域移行になっていくので、主催事業にも中学生以上対象のものがあったらいいかと思いました。 ・幅広い利用者が利用できる施設であってほしいです。	86.6点
C	・魅力ある施設運営に意欲を感じた。ユーザーのニーズを把握し、今後も新しいサービスを提供して頂きたい。	75.8点
D	・利用者拡大のための広報戦略の量、方法に関して、改善が可能かと考える。 ・ニーズの発掘に関して、SNS、掲示板 e t c の使い方が弱い。 ・採算を取れる小中だけでなく、高校大学等へのアプローチも増やすべき。(過去の利用実績より、高・大の使用者数が少ない。)	98.0点
E	・他にも同様の施設を運営しており、運営のノウハウはもちあわせている。 ・青年の家が老朽化しており、その対応の説明が足りなかった。今後はそのあたりを含めてしっかり運営して欲しい。	85.0点

提案概要

評価項目	指定管理候補者												
施設の設置目的及び市が示した管理の方針	<p>下関市の未来を託す青少年の健全育成に向けた重要な責務が伴うことを理解し、下関市の明るい未来につながる施設づくりに真摯な態度で取り組むことを目的とする。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平等公平な施設運営に向けた体制強化 2 地域・関係団体・他施設との連携強化 3 利用者利用団体の充実した活動、利用目標が達成できる施設づくり 4 効率的、効果的な施設管理の推進 5 安全・安心の施設づくり 												
平等な利用の確保	利用者利用団体、市民へ平等で公平なサービスの提供												
団体の経営状態（経営の健全性）	令和4年度から令和6年度までの決算報告書／下関深坂自然の森・森の家下関、下関市リサイクルプラザを指定管理者として管理運営してきた実績による効率的な相互支援												
利用者の増加を図るための手法	情報発信機能の強化による利用促進の拡大／地域、ボランティア、企業と協働した事業の推進／利用者利用団体の入所目標を支援する受入事業の促進												
サービスの向上を図るための手法	ホスピタリティあふれる施設、サービスの実現／利用者からの苦情を未然に防ぐ仕組みづくり／様々なチャンネルから利用者のニーズを把握												
施設の維持管理の内容	利用者、下関市から信頼される確実な維持管理業務の遂行												
管理に係る経費の縮減効果	常に業務改善をおこないコストの縮減を図る												
施設の運営体制や組織	施設機能を最大限発揮する組織づくり／指定管理業務を熟知した職員配置と能力向上を図る												
過去の実績等	下関深坂自然の森・森の家下関、下関市リサイクルプラザ、北九州市立玄海青年の家、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家、北九州市立水環境館												
利益の有効活用方策	施設運営に対する利益還元の実施												
安全管理、緊急時の対応	下関市個人情報保護条例を遵守／安全・安心な施設空間の創出／防災防犯対策や非常災害時の対応体制の強化												
経済性	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定管理料</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年度</td> <td>28,829,000円</td> <td>279,000円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>29,010,000円</td> <td>298,000円</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>29,217,000円</td> <td>311,000円</td> </tr> </tbody> </table>		指定管理料	利用料金	令和8年度	28,829,000円	279,000円	令和9年度	29,010,000円	298,000円	令和10年度	29,217,000円	311,000円
	指定管理料	利用料金											
令和8年度	28,829,000円	279,000円											
令和9年度	29,010,000円	298,000円											
令和10年度	29,217,000円	311,000円											

下関市立小月公民館の臨時休館の延期について

下関市立公民館の臨時休館の延期について、下記のとおり報告いたします。

記

1 臨時休館の延期の理由

空調設備の改修工事に係る入札において参加者がおらず、業者確保に努めたものの、最終的に契約に至る業者を得られず、今年度の工事着手が困難となったため。

2 当初の予定

休館期間：令和7年11月11日（火）～令和8年2月28日（土）

工事内容：① 外壁・屋上防水の改修

② 空調設備の改修

③ 照明設備のLED化

3 今後の予定

・令和7年度に施工

① 外壁・屋上防水の改修

③ 照明設備のLED化

外壁の足場の設置や諸室の照明交換のため、利用に影響は生じるが、今年度の臨時休館はしない。

・令和8年度に繰越

② 空調設備の改修

3月に入札を実施し、令和8年5月～8月末までが臨時休館期間の予定。

4 今後の対応等

・地域住民や利用団体への周知

臨時休館の予定であった期間の小月公民館の利用申請を再開

令和8年2月頃から、臨時休館に向けた周知等の準備を再開予定

・小月自治連合会長、各自治会長への報告

・支所部分は通常通りの業務